

吹田市税務システム再構築・標準化対応業務に関する審査項目・配点基準表

評価分類	関連文書	目次	提案を求める事項	審査評価項目	重要度(参考)	配点	配点基準(配点)		
(イ)企画・技術提案に関する項目(提案内容、履行体制、スケジュール等)	仕様書	1 調達件名							
		2 契約期間							
		3 調達案件の概要							
		3.1 概要							
		3.2 税務システムの再構築とガバメントクラウドの利用等	本業務の実施に当たって、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく国の基準に適合したシステム構築を行う基本姿勢を示すこと。	・標準化対応のことを十分理解した方針が示されているか。 ・本市のめざす姿や現状を十分理解した提案となっているか。 ・具体的な考え方/取組が整理されていて、当該取組が本市の期待を充足する提案となっているか。	大	40	(40点):標準化や本市のめざす姿等に対する具体的な考え方(取組)が示されており、市の期待以上の提案となっている。 (30点):標準化や本市のめざす姿等に対する具体的な考え方(取組)が示されている。 (15点):標準化や本市のめざす姿等に対する考え方(取組)が具体的ではないが、対応する旨が示されている。 (0点):示されていない。		
		3.3 税務システムの概要							
		3.4 システムの調達範囲							
		3.5 スケジュール概要	システム再構築に関するスケジュールを工程ごとに具体的に示すとともに、本市職員や関連ベンダー等が具体的に関与することが必要となる作業工程・時期を示すこと。	・本市が示すスケジュールに則っているか。 ・作業工程が詳細化されているか。 ・無理のないスケジュールとなっているか。 ・マイルストーンを考慮しているか。 ・市の繁忙期を考慮したスケジュールとなっているか。	中	20	(20点):本市の繁忙期を踏まえたうえで、本市職員の作業負担を考慮したスケジュールとなっており、加えて他ベンダーとの調整を含む必要な工程が全て含まれている。 (15点):本市の繁忙期を踏まえたうえで、本市職員の作業負担を考慮したスケジュールとなっており、各工程の期間も妥当なものとなっている。 (10点):各工程の期間が妥当なスケジュールとなっているが、必要な工程が全て含まれていない。 (0点):構築スケジュールはあるが、現実的なスケジュールとなっていない。		
		3.6 作業概要	各作業工程に対しての取組を示すこと。	・各作業工程に対しての取組が詳細化されているか。 ・職員の作業負担を軽減する提案が示されているか。	中	20	(20点):各作業において取組内容が詳細に示されている。さらに職員の作業負担(打ち合わせ回数、確認回数等)を軽減する具体的な方法が示されており、現実性も高く実際に作業負担軽減が見込める。 (10点):各作業において取組内容が詳細に示されている。職員の作業負担を軽減する方法は示されていない、または、示されているが現実的に作業負担軽減に繋がらない可能性がある。 (0点):各作業における取組内容が詳細に示されていない。		
		3.7 納入成果物及び期日							
		4 システム要件	標準仕様書の要件(機能・帳票・連携)に対する対応方針を示すとともに、対応方針に対する事業者としての考え方を示すこと。	標準仕様書の要件(機能・帳票・連携)に対する対応方針とそれに対する事業者としての考え方(実装区分に応じた考え方や実装区分変更時の対応方針など)が具体的に示されているか。	中	20	(20点):標準仕様書の要件に対しての対応方針と事業者としての考え方が具体的に示されており、市の期待以上の提案となっている。 (10点):標準仕様書の要件に対しての対応方針と事業者としての考え方が具体的に示されている。 (0点):標準仕様書の要件に対しての対応方針と事業者としての考え方が具体的に示されていない。		
		4.1 機能要件	別紙1 機能要件(標準標準システム)のうち、実装区分が「実装必須機能」と「実装不可機能」となっている機能に対する実装予定を示すこと。	・実装区分が「実装必須機能」の機能に対し、実装必須となっているか。 ・実装区分が「実装不可機能」の機能に対し、実装不可となっているか。	小	10	(10点):実装区分が「実装必須機能」の機能に対し、全て実装必須となっている。かつ、実装区分が「実装不可機能」の機能に対し、全て実装不可となっている。 ※上記以外の場合は、失格(無効)とする。		
			別紙1 機能要件(標準標準システム)のうち、実装区分が「標準オプション機能」となっている機能に対する実装予定を示すこと。	示された標準オプション機能の実装予定が、本市にとって有益となっているか。	小	10	(10点):本市が希望する標準オプション機能が全て「対応可能」である。 (5点):本市が希望する標準オプション機能が一部「対応不可」である。 (0点):本市が希望する標準オプション機能が全て「対応不可」である。		
			別紙2 機能要件(標準対象外システム)の機能に対する対応予定を示すこと。	各機能に対し、対応する予定となっているか。	小	10	(10点):各機能に対し、全て対応予定となっている。 (5点):一部の機能に対応ができない予定となっている。 (0点):対応予定が示されていない。		
		4.2 帳票要件	別紙3 帳票要件(標準標準システム)のうち、実装区分が「実装必須帳票」と「実装不可帳票」となっている帳票に対する実装予定を示すこと。	・実装区分が「実装必須帳票」の帳票に対し、実装必須となっているか。 ・実装区分が「実装不可帳票」の帳票に対し、実装不可となっているか。	小	10	(10点):実装区分が「実装必須帳票」の帳票に対し、全て実装必須となっている。かつ、実装区分が「実装不可帳票」の帳票に対し、全て実装不可となっている。 ※上記以外の場合は、失格(無効)とする。		
			別紙3 帳票要件(標準標準システム)のうち、実装区分が「標準オプション帳票」となっている帳票に対する実装予定を示すこと。	示された標準オプション帳票の実装予定が、本市にとって有益となっているか。	小	10	(10点):本市が希望する標準オプション帳票が全て「対応可能」である。 (5点):本市が希望する標準オプション帳票が一部「対応不可」である。 (0点):本市が希望する標準オプション帳票が全て「対応不可」である。		
			別紙4 帳票要件(標準対象外システム)の帳票に対する対応予定を示すこと。	各帳票に対し、対応する予定となっているか。	小	10	(10点):各帳票に対し、全て対応予定となっている。 (5点):一部の帳票に対応ができない予定となっている。 (0点):対応予定が示されていない。		
		4.3 連携要件							
		連携要件対応可否 <過渡期対応> ※過渡期・税務システム構築から税務システムと連携する他システムが標準標準システムとの間の期間を指す。	別紙5 連携要件に記載の連携についての対応可否(過渡期)を示すこと。	過渡期対応の各連携が対応可能となっているか。	中	20	(20点):現行の連携要件を現行と同程度の連携方法で実現できる。 (10点):現行の連携要件のうち、一部代替案での提案があるが、職員負担を考慮した代替案が具体的に提案されている。 (0点):現行連携が実現できず、職員負担が大きく見込まれる。		
		連携要件対応可否 <標準標準後の対応> ※標準標準後・税務システムと連携する他システムが標準標準システムとの間の期間を指す。	別紙5 連携要件に記載の連携のうち本市の独自連携への対応について対応可否(標準標準後)を示すこと。	標準標準後の独自連携が対応可能となっているか。	中	20	(20点):独自連携が全て現行と同程度の連携方法で実現できる。 (10点):独自連携のうち、一部代替案での提案があるが、職員負担を考慮した代替案が具体的に提案されている。 (0点):独自連携が実現できず、職員負担が大きく見込まれる。		
		5 非機能要件							
		5.1 非機能要件の標準	別紙6 非機能要件に記載の要件の実現に向けた方針について示すこと。	非機能要件の標準を実現する方針が適切かつ具体的に示されているか。	中	20	(20点):方針が適切かつ具体的に示されている。 (10点):方針が具体的ではないが適切に示されている。 (0点):方針が示されていない。		
		5.2 規模要件							
		5.3 ログイン要件	ログイン要件への対応を示すこと。	ログイン要件を満たす提案となっているか。	中	20	(20点):現行と同等のログイン方法が提案されている。 (10点):現行と異なるログイン方法だが、ユーザーIDやパスワードの管理などの面での職員負担増は想定されない。 (0点):現行と異なるログイン方法であり、ユーザーIDやパスワードの管理などの面での職員負担増が想定される。		
		6 情報システム稼働環境要件							
		6.1 ガバメントクラウド	ガバメントクラウドでの対応方針を示すこと。 ガバメントクラウド上での責任分界点を示すこと。	・ガバメントクラウドでの対応方針が明確に示されているか。 ・ガバメントクラウド上での責任分界点が明確に示されており、職員負担を考慮した方針となっているか。	大	40	(40点):ガバメントクラウドでの構築が現実的な提案となっている。またガバメントクラウド上やネットワークの責任分界点が明示されている。さらに運用管理補助者としての提案が具体的に示されている。 (30点):ガバメントクラウドでの構築が現実的な提案となっている。またガバメントクラウド上やネットワークの責任分界点が明示されている。さらに運用管理補助者としての提案が具体的に示されている。 (15点):ガバメントクラウドでの構築が提案されているが手法に疑問点がある。「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結する意向はある。 (0点):ガバメントクラウドでの構築ができない、またはガバメントクラウドでの構築をせずと示されているが、「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結できない。		
		6.2 ネットワーク要件	運用管理補助者が提供する管理メニューや利用方式について示すこと。	・「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結する意向があるか、管理メニューや利用方式についての提案が示されているか。					
		6.3 クライアント端末・周辺機器要件							
		6.4 開発要件	クライアント要件などの稼働環境の要件に対応した実現方法を示すこと。	クライアント要件などの稼働環境の要件に対応した提案となっているか。	小	10	(10点):クライアント要件などの稼働環境の要件への対応が具体的に示されている。 (5点):クライアント要件などの稼働環境の要件への対応が具体的ではないが、示されている。 (0点):クライアント要件などの稼働環境の要件への対応が示されていない。		
		6.5 ソフトウェア要件							
		6.6 印刷要件							
		6.6 文字管理要件	文字管理要件に対応した実現方法を示すこと。 文字要件の標準標準システム対応方針を示すこと。	・文字管理要件に対応した提案となっているか。 ・文字要件の標準標準システム対応方針が示されているか。	中	20	(20点):文字管理要件の対応が具体的に示されており、文字要件の標準標準システムが明確に示されている。 (15点):文字管理要件の対応が具体的に示されている。 (10点):文字管理要件への対応が具体的ではないが、示されている。 (0点):文字管理要件への対応が示されていない。		

